

### 3月定例会教育委員会会議録

- 1 開催日時 平成22年3月26日（金）13時～15時27分
- 2 開催場所 武雄市役所 4階会議室
- 3 出席者名 教育委員：諸石委員長、大石委員長職務代理人、森委員、楢崎委員、浦郷教育長  
事務局：浦郷教育部長、藤崎こども部長、浦川教育総務課長、山口学校教育課長、綿島学校教育課参事、荒川図書館・歴史資料館館長、山口青少年係長、樋口文化・学習課文化芸術係長、弦巻スポーツ係長、原田文化財係長、橋口生涯学習係長
- 4 傍聴者数 なし
- 5 報道関係者 なし
- 6 議事録署名人の指名
- 7 前回会議録の承認
- 8 教育長の報告
- 9 議 事 第24号議案 武雄市立中学校の学期の変更について  
第25号議案 文化財の指定について  
第26号議案 平成22年度武雄市教育の基本方針について（別冊）  
第27号議案 武雄市立小中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則  
第28号議案 武雄市立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則  
第29号議案 武雄市立学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則  
第30号議案 武雄市立学校給食センター職員被服貸与規程を廃止する規程  
第31号議案 武雄市立学校給食センター学校給食会計事務処理要領の一部を改正する要領  
第32号議案 武雄市重要文化財建造物保存修理事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
第33号議案 武雄市教育委員会教育長事務委任規程  
第34号議案 公民館長の任命について  
第35号議案 武雄市学校医の委嘱について  
第36号議案 武雄市学校薬剤師の委嘱について  
第37号議案 武雄市図書館・歴史資料館協議会委員の委嘱について  
第38号議案 武雄市立北方幼稚園園長の任命について  
第39号議案 武雄市図書館・歴史資料館館長の任命について  
第40号議案 武雄市社会教育指導員の委嘱について  
第41号議案 武雄市教育委員会評価委員の委嘱について
- 10 その他 ア. 各課等からの報告  
イ. 次回開催日程について  
ウ. その他

午後1時 開会

○諸石委員長

皆さんこんにちは。だいぶ春らしくなりました。3月は、卒業式、矢筈分校の閉校式とかいろいろの行事で、皆様方いろいろとご協力いただきまして有難うございました。お疲れさまでございました。

では、今から3月の定例教育委員会を始めたいと思います。

最初に、今日は、この後いろいろと行事が入っているようですから、スムーズに進めていきたいと思いますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

まず、議事録署名人の指名ですが、今回は森委員さん、よろしく願いいたします。

では、2月定例教育委員会の会議録について、何かございましたか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、承認いただきましたので、有難うございました。

次に進みます。教育長の報告です。では教育長、お願いいたします。

○浦郷教育長

いろいろと日程など変更いたしまして、申しわけなく思っております。午前中は差別戒名の供養ということで、毎年この時期していただいておりますし、今年度もお参りをしてきたところでございます。

報告でございますけれども、2ページに教育長報告として、前回以降の報告事項を載せております。3月議会があったわけでありますが、今回もいろんなご意見を出していただきました。採決などをみますと、スクールサポーターを配置したわけでありますが、来年度も武雄中、以下中学校5校を含め、問題行動だけではなくて、いろんな面で支援をいただきたいということで予算をお願いしたところでございます。それについての意見が幾つか出されました。最終的には進めてよいということになっているところでございます。

それから、3月6日に英語教育セミナーと書いておりますが、武雄中学校で10回ほど取り組んでいただきました。私は行けなかったんですが、中学校の場合は非常に学級経営が問題ではないかということで、学級経営に関するセミナーも自主的に3月の段階からはじめてもらっております。先生方の非常に意欲的な研修というのが目立った1年でもございました。

それから、13日の嬉野特別支援学校卒業式ですが、武雄市でも2名の方が卒業をされております。小学部1名、高等部1名が卒業されております。以前から申しておりますように、武雄市も来年度からは市全域が嬉野特別支援学校の区域になるということもございます。今後また連携を図っていきたいと思っております。

それから、22日に「空・海・大地と木のうたコンサート」を開催いたしまして、大村の室内合奏団に来てもらいました。大村市とは新幹線つながりもあるわけですが、来年度、このメンバーの方以外の人も含めて、各学校とか公民館でもそういう事業をしていただこうということに予定をしているところでございます。そういう意味で、非常に内容のあるコンサートでございました。

一応、行事としての報告は以上にさせていただきますが、この時期でありまして、教育委員会を含め人事異動が行われているわけでありまして、教職員のことについて数点申し上げておきたいと思えます。

今回は、幾つか重点を考えたわけでありまして、やはり問題行動とか不登校への対応を強化する必要があると。特に不登校の数も減っておりませんので、いろんな対応をしてきている積もりですが減っておりません。それで、この問題行動や不登校への対応を強化するという。これは、管理職の配置ももちろんですし、教職員の配置につきましても、元気のある楽しい学校づくりへどういう体制をとっていただけるかということ念頭に考えたところでありまして。

その2つ目は、小・中連携の強化でありまして、管理職も中学校から小学校へという動きをかなりつくっておりますし、教職員も同様であります。9年間でみるという方向を管理職自ら意識して取り組んでいただきたいということで、中学校から小学校への動きを設けております。

それから、3つ目としましては、管理職の条件として、2地域3地区という条件が来年度から入ってくるわけでありまして、これをクリアするというので、かなり年齢の高い先生とか、あるいは学校の中堅として頑張ってもらっている先生の異動が武雄のみならず、県内、非常に去年から今年と目立っております、そういう意味での非常に力のある先生が入ってきたり、あるいは逆に出て行ったりという状況がございます。

特徴的なのはそのあたりかと思っております。もちろん教育委員会の異動もあるわけでありましてけれども、今日の新聞にも載っていたわけでありまして、それぞれ頑張っていた方が退職、転出となるわけでありまして。お礼を申し上げたいと思っております。

それから、教職員も含め、市長選挙・市議会選挙について、公務員としてのあり方について指導を重ねているところでございます。

また、生徒は春休みに入っているわけでありまして、昨日北山へのジュニアリーダーのキャンプに出発したわけでありまして、そういうふうにして大きな問題行動もなく来ております。特に先般、自転車で下り坂を飛び出してくると曲がったところに免許取り立ての車が来たという事故がありまして、ただ、やっぱりヘルメットを着用していたこともあって軽傷で済んだということでありました。さらにこの辺も指導を重ねているところでございます。

報告としては、以上でございます。

#### ○諸石委員長

有難うございました。

ただいまの教育長の報告に対して、何か質問等ありましたらどうぞ。A委員さん、どうぞ。

#### ○A委員

不登校生については、2学期と3学期の比較とかはどんなですかね、というのはわかりませんか。

#### ○浦郷教育長

月ごとに出してはいるんですけどね。

#### ○A委員

その月々というよりも、2学期は大体こういう動きだった。1学期からのところは若干前聞い

ているんですけど、2学期から3学期のところでもわかりましたら。

#### ○浦郷教育長

細かな数字はちょっとあれですけども、課長からどうぞ。

#### ○山口学校教育課長

今資料を持ってきておりませんので、数はハッキリと分かりませんが、ほぼ昨年と変わらず推移しております。それで、特徴的なのは、先ほど教育長が申したように、やっぱり小中の1年生では、そのギャップというのが大きく、例年と同じような形で、中学1年生ぐらいは夏休みを過ぎる境ぐらいから急激に不登校というのが出てきております。それは、どの学校に限らず、中学校の全般にいえるような傾向を示しております。

それから、ほかの学年も、だんだん後半になるに従って、2年生、3年生も不登校の数というのは月を追うごとに増えております。傾向としてはそういう形になっております。

だから、その間のスムーズな連携というのを今後さらに強化していく必要があると思っております。

以上でございます。

#### ○諸石委員長

A委員さん、どうぞ。

#### ○A委員

夏休み明けに増加傾向にあるということで、先生方非常に努力をなさっているわけですよね。それで、努力の成果として3学期あたりはどういう形なのかなど。というのは、2学期のところからそのまま3学期もだめだというようなことなのか、せつかく支援の方たちもいらっしやる中でどうなのかなど。2学期から3学期の、そこら辺ちょっと知りたかったので済みません。お伺いした次第でございます。後からでも結構です。

#### ○諸石委員長

後でいいですか。それでは、その他のどこかで何かありましたらお伝えください。

では、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、次に進みたいと思います。

5番の議事でございます。

ちょっとここで確認をいたします。まず、26号議案を37号議案が終わってから審議をしたいと思っております。そして、31号議案は取り下げをいたします。（「31号」と呼ぶ者あり）はい、よろしいでしょうか。26号議案は37号の後に、それから、31号議案を取り下げることです。よろしいでしょうか。

では、第24号議案についてお願いいたします。浦川課長さん、どうぞ。

#### ○浦川教育総務課長

まず、提案いたします前に、ただいま委員長さんが申されましたことについて若干のつけ加えをさせていただきます。その2というのを委員さんお手元にお配りしているかと思っておりますけれども、本日のこの後、傍聴者がお見えになるかどうかということもありますけれども、傍聴者がな

かった場合は37号の後に38から41まで済まさせていただきます。そして、その後26号議案の「武雄市の教育基本方針」ということで、議案を提出したいと思いますので、あらかじめご了承くださいと思います。

それでは、第24号と第25号議案を処理していただき、あと、第27号から第33号議案までの議案につきましては、事務局から一括して説明させていただきます。それで、議決処理につきましては議案ごとにそれぞれお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、3ページをお願いします。

第24号議案 武雄市立小中学校の学期の変更について提案いたします。

対象校につきましては記載のとおり、武雄市立小・中学校すべての学校でございます。学期区分といたしましては、第1学期を平成22年4月1日から平成22年10月11日まで、第2学期を平成22年10月12日から平成23年3月31日まで。2学期とする理由といたしましては、2学期制にすることにより、学期の長期化を生かした学習と教育活動が推進できる。長期休業日も学期途中ということで、児童・生徒も学習習慣を維持でき、学習会の開催など有効活用できる。また、時間的余裕の確保により、教師と児童・生徒とのふれあいや個別指導などの充実が図れるためということでございます。

提案理由でございますが、武雄市立小中学校の管理に関する規則、第31条第2項の規定に基づき学期を変更したいということでございます。

なお、各小中学校長より2学期制としたい旨の申し出がなされておりますので、つけ加えさせていただきます。

以上です。

#### ○諸石委員長

議案の提案がなされておりますが、委員さん方いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、可決をいたします。この提案理由がよく生かされるように期待をいたします。

では、次に進みます。

25号議案をお願いいたします。

#### ○浦川教育総務課長

それでは、4ページをお願いいたします。

第25号議案 文化財の指定について 武雄市文化財保護条例第4条及び第32条の規定により、次の物件を武雄市重要文化財及び武雄市史跡に指定したいので、教育委員会の議決を求めるというものでございます。

今回の物件については、平成22年2月24日に開催した武雄市文化財保護審議会に諮問した結果、指定は適当であるとの答申を受けております。文化財の種別等については表に記載のとおりでございます。

若干の補足説明があるようでございますので、担当から説明させていただきます。

#### ○諸石委員長

説明をお願いいたします。

## ○原田文化財係長

それでは、これは今年1月28日の定例教育委員会で、説明した内容と一部変更が、その文化財保護審議会の中でかけられましたので、その部分についてご説明したいと思います。

まず、重要文化財「打(ち)刷毛目花文大皿」、ここに平仮名の「ち」を入れていたんですが、審議会委員の皆さんの総意で名称には振り仮名はつけないほうがいいということで、「ち」の字を抜いております。

それから、指定の理由のところ、「古武雄」という言葉を入れたほうがいいのかということで、理由の5行目の後半からです。「武雄南部地域で使用された技法であり、本品は古武雄であることが確実視される。」という文言に変えているところです。

8ページには所有者の同意書をつけております。この物件の名称のところでは「ち」が入っておりますが、審議会を開く前に同意をいただいていたものですから、こういう形になっております。

続きまして、史跡「磨崖仏線刻」、これは重要文化財ということで諮問をしたところですが、やはり重要文化財じゃなくて史跡だろうということで、種別が変わっております。

それから名称、これも変わっております。「大副の磨崖十三仏種子」という形で名称が変更になっております。

それから3番の所在の場所、これについても「大副2167番地2のうち十三仏図のある壁面」という言葉がつけ加えられております。

その後には、11ページに所有者、稗田正虎様の相続系図をつけております。12ページ、13ページ、これが相続者の同意書です。それから、14ページには現地の管理者ということで同意をいただいております。

以上でございます。

## ○諸石委員長

1月に諮問ということで出ておりましたけれども、今回は指定について議決を求められておりますが、いかがでしょうか。B委員さん、どうぞ。

## ○B委員

稗田家の相続図があるわけですが、ここの2番目の方、13ページの方の印鑑はなくてもいいわけですか。

## ○原田文化財係長

この稗田省三さんにつきましては、省三さんだけでなく、お兄さんの隆興さんもそうだったんですが、何回かのやりとりをしております。省三さんについては、自書だからこれでいいんだということで、返送されましたので、印鑑が押されておられません。

以上です。

## ○B委員

はい、分かりました。

## ○諸石委員長

ほかにございませんか。

その焼き物のほうでは、「ち」というのを除いて、今度は大副の「の」というのは入るわけですね。

**○原田文化財係長**

はい。

**○諸石委員長**

議決を求めます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、可決いたしました。

では、26号を後に回しまして、27号をお願いいたします。浦川課長、どうぞ。

**○浦川教育総務課長**

一括してよろしいでしょうか、先ほど申し上げた通りですけど。

**○諸石委員長**

はい。

**○浦川教育総務課長**

それでは、第27号議案から順を追ってご説明いたします。

16ページをお願いいたします。第27号議案は、武雄市立小中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則でございます。

「武雄市立小中学校の通学区域に関する規則の一部を次のように改正する。」

「別表第1 武雄市立西川登小学校矢筈分校（第1・第2学年児童）の項を削る。」というところでございます。

提案理由でございますけれども、武雄市立西川登小学校矢筈分校の廃止に伴い、規則を改正したいということです。これにつきましては、3月19日、市議会において条例が可決をされました。それで、3月21日に閉校式を行ったわけですが、その関連でございます。

それでは、18ページをお願いいたします。

第28号議案は、武雄市立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則でございます。提案理由につきましては、給食費の徴収責任を明確化し、条文を整備したいということでございます。

19ページをお願いいたします。

19ページに新旧対照表を記載いたしております。第4条の改正を提案しているわけですが、まず第4条の第1項でございますが、毎月月末までに翌月分を前納するという前納の規定がございました。前納の規定がございしますが、実質、完全に前納ということにはなっておりません。当月徴収を行っている場合もあるということで、「前納」の2文字を削除するということでございます。

次に、「PTAの徴収員が徴収する」ということが、現行の第4条の第2項に書かれておりますけれども、この部分を「校長等が徴収し」と改正いたします。その改正と同時に、「校長等が保護者に徴収事務を委託する」という文言を加えました。

この前納というのがそもそも設けられていたことについては、合併前からそのような規定があったので、はっきりしたことはわかりませんが、恐らく翌月分の食材費を前もって確保し

ておいて、そして、翌月分の食材費に当てるという考え方があって、そして、前納と。翌月分を前月末日までに前納するという方式がとられていたものだと思いますけれども、今現実には、当月分の当月払いとされているようです。

次に、第29号議案でございます。第29号議案については、お手元に差し替えの1枚を差し上げておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

第29号議案は、武雄市立学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則で、これにつきましては、給食の運営委員の数を18人、給食センターで運営しておりましたけれども、これを13人に改めるということでございます。ご承知のように、来年度から北方給食センター、山内給食センター双方とも調理業務の民間委託を行うわけですが、その民間委託を協議する際に、小中学校の学校長さんを中心とした運営体制に基本的にもっていきたいということでご了解をいただいておりますけれども、そのことを踏まえて、旧武雄市が行っている学校給食の運営形態、こういうものに合わせて運営委員さんのメンバー構成も変えました。まず第1番目ですけれども、幼稚園長及び小中学校長、これは北方・山内とも3名さんでございます。2号が幼稚園及び小中学校のPTA代表各1人ということで、これも3名になります。次に、幼稚園医及び小中学校医の代表1人で、これについては1人と。幼稚園薬剤師及び小中学校薬剤師の代表1人、学識経験を有する方が、これを5名とするということで、合計13名以内で構成するというところでございます。それで、学識経験を有する方につきましては、幹事校の校長を中心として行うという関係から、それぞれの小中学校及び幼稚園から教職員の代表の先生にお一人出ただいて、それぞれ学校の事情等も踏まえて情報を共有していただくと、そういうねらいでございます。

それから、第30号をお願いいたします。22ページです。

第30号議案は、武雄市立学校給食センター職員被服貸与規程を廃止する規程でございます。

これは合併前の北方町に職員のこの規程がございました。それをそのまま合併後も引き継いできたわけですが、これにつきましても、来年度からの調理業務の民間委託に伴って、調理員さんがいなくなりますので、この規程も廃止するというところでございます。

23ページの第31号議案は、先ほど委員長が言われたとおり、条文の整備を再度行いまして、提案をするということでございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

第32号議案は、武雄市重要文化財建造物保存修理事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱です。これについては、今までは「建造物」というのがタイトルに書かれておりましたけれども、これを建物以外の重要文化財にも交付要綱を適用するというので、この「建造物」の部分の文言を「重要文化財」に改めるというものです。

それから、29ページをお願いいたします。

第33号議案は、武雄市教育委員会教育長事務委任規程、これは新たに制定するものでございます。簡単にご説明いたします。

第2条に記載されておりますけれども、「教育長は佐賀県公立学校職員給与条例第23条の3の規定により、市が処理することとなる県費負担教職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当の支給に関する事務を学校長に委任する」ということでございます。このために今回制定するものです。

簡単にこの間の経過についてご説明いたしますけれども、まず、佐賀県公立学校職員給与条例の一部が、県議会で、今月24日に可決されております。それから、地教行法の定めが、この事務委任の件については市長と協議をするということになっておりますので、教育委員会は既に市長と協議を済ませております。

次に、教育長への事務委任規則が定められておりますけれども、ここで教育長が受任できる事項、つまり教育委員会から教育長に対する事務委任事項の中に含まれておりますので、この規定の定めるところによって教育長が県から委譲を受けた部分についてその事務を学校長に再任をするという規定でございます。

第2条を申し上げましたように、扶養手当、住居手当及び通勤手当、学校の先生方に関する事務を学校長が行うということでございます。

以上、27号から33号、ただし31号は取り下げましたけれども、提案いたしました。議決についてはそれぞれにお願いしたいと思っております。

説明については、以上です。

#### ○諸石委員長

まず、27号議案、これについては真っすぐ議決を求めます。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい、可決いたしました。

28号議案、何か質問等はまずございせんか。はい、A委員さんどうぞ。

#### ○A委員

校長、園長が徴収するものとするというわけですが、それぞれ園児、児童・生徒を通じて学校のほうへ出すということなんでしょうか。

#### ○浦川教育総務課長

徴収事務の細かい事務手続きについては、別途要領のほうで定めているんですけれども、今回、31号を取り下げたんですが、そこにある程度は記載しています。今のやり方は、給食センターがこの事務を行っていたわけですね。給食センターから学校の校長先生方に徴収台帳を差上げて、その徴収台帳をPTAの役員さんなりをお願いをして、そして、それぞれの地区ごとに徴収しておられました。この事務の流れはほとんど変わりません。ですけど、これまで、市が直営といいますか、直で徴収事務を行っていたんですけど、来年度からは学校を中心に給食事業を運営していただくという方式に改めましたので、ここに校長等が徴収すると書いております。

現在は、学校教育課長が主管でしたけれども、これを校長、園長先生方をお願いをすると、そういう趣旨です。

#### ○諸石委員長

A委員さん、いかがですか。はい、どうぞ。

#### ○A委員

実際、たまたまうちの娘が地区の係をしまして、徴収したものを農協さんとかに持って行っているわけですが、どう言うんですかね、そういったことは今までと大体変わらないということですか。

### ○浦川教育総務課長

そこは変わりません。その主体を、直営であったものを学校主体に変えると。いわゆる給食センターが行っていたものを学校が、徴収事務についてはですね。だから、実際、学校長が学校ごとに取りまとめをして、そして、学校ごとに取りまとめをした後に、給食センターの口座に振り込むという形式にしておりますので、第1には学校長が徴収をすると。その徴収してまとめたものを給食センターの口座に入金をすると、そういう形ですから、変わりません。

### ○A委員

もう一つ、各個人個人じゃなくて、今までのどういうんですか、地区PTA徴収の方が何人かまとめてというか、そこのところはもうそういうのは省いて個々に……

### ○浦川教育総務課長

いいえ、そうじゃありません。そこは左側改正案の第2項に書いておりますように、地区のPTAの徴収員が徴収するとした部分を、これはPTAの徴収員が徴収するというのではなくて、校長が徴収するんですね、実際上ですね。今までは市が徴収していたんですけども、その徴収事務の一部を保護者に委託することができるとしていますので、そこでPTAの地区の役員さんなり、会長さんなりに徴収事務を委託するということですので、そこは変わりません。

### ○A委員

わかりました。

### ○諸石委員長

徴収の責任として、校長、園長が用い、その要領は話し合いで保護者等にお願いをするということですね。

### ○浦川教育総務課長

実際ですね、すべて保護者が地区から集めてこられる場合だけじゃないんですよ。今大石委員さんが言われたように、個々に納める方もありますし、口座で納める方もあります。学校の先生方も口座振替をしておられるようです。そういうことで、形態は若干違っております。地区で徴収するという部分をこのように改めるということです。

### ○諸石委員長

ほかにこの件について質問ありませんか。B委員さんどうぞ。

### ○B委員

第4条の3項に、「督促状を発するものとし、なお、納入しないときは、運営委員会の決定を受けて、給食を停止することができる。」とあるわけですが、督促状を発するのはどのくらい、毎月毎月、その月に納まっていないのは督促状を発すると。あるいは、3カ月待って、そして、納まらなかったら督促状を発すると、そのあたりの規定はございませんか。

### ○浦川教育総務課長

毎月納めるという決まりですが、納期限というのが基本的に定まっていないんですよ。アバウトにしてあるんですよ。今回翌月分を前月末までにというのを前納するという部分を削除しましたよね。もともと前納と決まっていたんですけど、それでも前月内いっぱいに入金をされたり、あるいは1日とか2日まで、若干月を超えて納まっていたりということで、税金のようにきちっ

と納期限というのが定まっていないんですね。ですから、納期限が定まっていないので、一応目安としては月末ということになっているんですけど、定めていませんので、一月一月はできないということで、2カ月以上とここに書いておりますように、若干滞っているなというときに督促状を差し上げると、そういうことで2カ月以上ということですよ。ですから、1カ月では督促状は出さないと、そういうことになります。

#### ○B委員

「給食を停止することができる」とあるわけですが、ちょっとこれは厳しいなとも思えますよね、やっぱり……

#### ○浦川教育総務課長

ですから、「給食を停止する」ではなくて、「することができる」ということなので、今現在、いろんなマスコミ等、新聞・テレビでもありますように、給食費を完全に納めることができるにもかかわらず納めないという方が増えているということもありますよね。ですけど、基本的に言うと、給食費を納める義務があるのは保護者で、給食を食べるのは子どもですよ。ですから、納めないのは親が悪いわけですね。親の悪いことを子どもに押しつけるということになりますので、法律的には給食を停止するというのは、判断が難しいということになると思います。しかし、それは絶対はないということもありませんので、「給食を停止することができる」としているわけですね。そういうことでご理解いただきたいと思います。

#### ○諸石委員長

停止するじゃなくて、することができるというこの解釈がちょっと幅を、余裕を持っているところでしょうか。

ほかに何かございませんか。

それでは、議決を求めます。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、可決いたしました。

29号議案です。何かこれについての質問はございませんか。

#### ○A委員

特にありません。

#### ○諸石委員長

では、議決を求めます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、これも29号議案は可決いたします。

今度は30号議案です。この議案について何か質問はございませんか。議決を求めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、可決いたします。

次に、32号議案ですが、質問はございませんか。

#### ○A委員

ありません。

### ○諸石委員長

議決を求めます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、可決いたします。

33号議案です。これについて何か質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議決を求めます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、可決いたしました。33号議案まで可決をいたしました。

では次、34号議案について提案をお願いいたします。

### ○浦川教育総務課長

それでは、30ページをお願いいたします。第34号議案 公民館長の任命について。

公民館長の退任に伴い、橘公民館運営審議会から適任者として推薦があった方を公民館長に任命したいので、教育委員会の議決を求めるというものでございます。

公民館は、橘公民館です。お名前が馬場茂さんです。任期につきましては、平成22年4月1日から平成25年3月31日、3年間ということでございます。

提案理由でございますが、社会教育法第28条の規定に基づき任命するためとしております。

31ページと32ページをご覧いただきたいと思いますが、31ページには橘公民館運営審議会から馬場茂さんを推薦する旨の文書が出されております。32ページには馬場茂さんの経歴等が記載してあります。

説明については、以上です。

### ○諸石委員長

公民館長の任命についてですが、何か質問ございませんか。よろしいでしょうか。

では、議決を求めます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、可決、承認をいたします。

では、35号議案をお願いいたします。

### ○浦川教育総務課長

それでは、33ページをお願いいたします。

第35号議案 武雄市学校医の委嘱について。

この方を武雄市学校医に委嘱したいので、教育委員会の議決を求めるといいます。

学校名は、北方中学校、学校医をお願いする方の氏名が松本洋二さん、まつもと内科・胃腸科クリニック院長でございます。委嘱年月日は平成22年4月1日。規則に基づき教育委員会の議決を求めるといいます。

34ページに、武雄杵島地区医師会から学校医の推薦の回答をいただいております。記載のとおりでございます。

説明については、以上です。

**○諸石委員長**

35号議案、議決を求めます。

**○A委員**

一つ質問をいいですか。

**○諸石委員長**

A委員、どうぞ。

**○A委員**

委嘱はもうそれで結構だと思うんですけど、3月31日までの校医さんのことについては、何らご提示しなくてよろしいわけですか。

**○浦川教育総務課長**

この学校医さんですね、それから学校歯科医・学校薬剤師さんですね、この方々は学校保健安全法に基づいて委嘱するわけですが、任期を定めていないんですよ。これは一般的には辞退という形で次の方をとということになるわけですが、任期を定めてありませんので、前もって辞任届を出していただきます。辞任届が出た段階で医師会に次の方を推薦していただくという形になっておりますので、前任者の方についての特別な議決などはしていません。

以上です。

**○諸石委員長**

A委員さん、いかがですか。

**○A委員**

結構です。

**○諸石委員長**

では議決を求めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、可決承認いたします。

36号議案をお願いいたします。

**○浦川教育総務課長**

35ページをお願いいたします。

第36号議案は、武雄市学校薬剤師の委嘱について、次の方を武雄市学校薬剤師に委嘱したいので、教育委員会の議決を求めるというものでございます。

学校名、山内西小学校、お名前が川口好則さん、所属はおおの薬局、委嘱年月日は平成22年4月1日。これも先ほどの学校医さんと同じく、前任者の任期限は定めておりません。委嘱の年月日のみ議決をしていただきたいと思います。

なお、36ページに、武雄市薬剤師会からの推薦状をいただいております。

以上です。

**○諸石委員長**

薬剤師さんの件について、何かありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、可決いたします。承認いたしました。

では、第37号議案をお願いいたします。

#### ○浦川教育総務課長

37ページをお願いいたします。

第37号議案は、武雄市図書館・歴史資料館協議会委員の委嘱について、別紙38ページでございますが、新たな協議会委員さんの名簿を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

任期は、平成22年4月1日から平成24年3月31日までです。

この提案理由でございますけれども、武雄市図書館・歴史資料館設置条例第13条の規定に基づき、武雄市図書館・歴史資料館協議会委員に委嘱したいということで提案するものです。

38ページに名簿がございますけれども、10名の方々の氏名を記載しております。

提案につきましては、以上です。

#### ○諸石委員長

ただいまの議案について質問はございませんか。

ここで私からですが、例えば、学校教育関係では、もし異動があつたりなんかした場合には、これは多分学校代表として出てきているわけですが、それはまた新たに代わるということですか。

#### ○浦川教育総務課長

住所のところに括弧書きでそれぞれの所属を記載しております。それで、委員長おっしゃいましたように、学校の代表ということですので、この方が、例えば、北方中学校の中村秀子さんが異動された場合は、北方中学校からまた新たに出していただくと、そういう形になろうかと思っております。

#### ○諸石委員長

浦郷教育長。

#### ○浦郷教育長

そういうやり方もあるんですが、今お願いをしていますのは、実は協議会・委員会などの委員は、男女共同参画推進がございまして、女性委員さんも入っていただくというようなことになっております。現在、40%を目指しているわけですが、したがいまして、校長会にそういう女性委員さんも含めて推薦をお願いしたいということで、校長会のほうに依頼をするという形でお願いをしております。

ですから、北方中学校から、武内小学校からという学校に位置づけた委員さんじゃないと考えるべきかと思っております。

#### ○諸石委員長

考え方としては、教育長の説明の内容でいいですかね。

ほかに何か質問ございませんか。A委員、どうぞ。

#### ○A委員

今、学校長の件だけおっしゃいましたけれども、社会教育関係だとか学識経験者だとか括弧書きでありますけれども、いろんな団体がありますので、同じことになるのではないかなというように思うんです。要するに、この括弧書きの団体からだけしか出てこないということではないん

じゃないかなと思われませんが、その点いかがでございましょうか。

#### ○浦郷教育長

おっしゃったとおりだと思います。読書グループもたくさんありますし、図書館関係のかかわりのある団体もいろいろあるわけでありまして、まとまりとしてあれば、そこに推薦をお願いしますし、いろんな形に幅広く入っていただくということになるかと思えます。

図書館・歴史資料館のみならず、いろんな協議会ですね、そういう方向で進めていくことになると思います。

#### ○A委員

委嘱については、別に異議ありません。

#### ○諸石委員長

特にお尋ねしたいのは、4月1日からということで、特に学校関係は異動等もかかわりがあるかと思ってお尋ねをしたところでございます。

ほかに委員さん方から質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、議決を求めます。いいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、可決いたしました。承認いたします。

今までたくさんの議案を議決してきましたけれども、一応、提案理由等もありますので、それが今後十分にそれを生かしていただきますようお願いいたします。

では、真っすぐその2に移ってよろしいでしょうか。

傍聴の方はおられませんね。

では、その2に移ります。

#### ○浦川教育総務課長

それでは、その2でございませう。第38号議案ですね、2ページをお願いいたします。

第38号議案 武雄市立北方幼稚園園長の任命について、次の方を武雄市立北方幼稚園園長に任命したいので、教育委員会の議決を求めるということです。

お名前が山田學さん、生年月日が昭和16年4月4日ですね。任期は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までです。

山田園長の任期がこの3月31日で満了いたします。そのことに伴いまして、次期北方幼稚園の園長を任命したいという提案でございませう。

説明については、以上です。

#### ○諸石委員長

では、第38号議案、議決をお願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

可決承認です。

#### ○A委員

1つ質問いいですか。

**○諸石委員長**

A委員さん、どうぞ。

**○A委員**

もう議決、それはそれでお願いしたいんですが、一年一年での交代の場合には、ずっといくのか、3カ年を一つのめど的にするのか。前に3カ年が一つの区切りみたいなのを聞いたことがあったので、そこら辺はこの園長先生とかはどうなんでしょうか。別に一切何もない。一年一年とて同じ人が再任、再任ということはあっていったりするわけですかね。そこら辺、どう——いや、前、そんなことをちょっと聞いたことがあったからですね。

**○浦川教育総務課長**

おっしゃった中に、3年という区切りというのは特にありません。1年が任期ということでございますので、一年一年提案をしているということでございます。

**○A委員**

では、同じ人が5年も6年もということだって、可能性はあるということですね。

**○浦川教育総務課長**

はい。

**○A委員**

わかりました。

**○諸石委員長**

一年一年、その都度任命してということになるわけですね。

一応可決しましたけれども、では、第39号議案をお願いいたします。

**○浦川教育総務課長**

それでは、3ページをお願いいたします。

第39号議案は、武雄市図書館・歴史資料館館長の任命についてですが、次の方を武雄市図書館・歴史資料館館長に任命したいので、教育委員会の議決を求めているということでございます。

お名前は杉原豊秋さん、住所は武雄町大字武雄15番地5、生年月日が昭和24年10月14日、任期は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までです。

提案理由ですが、現図書館・歴史資料館の館長の任期がこの3月31日に満了をいたします。それに伴いまして、新しい武雄市図書館・歴史資料館館長を任命したいということで提案をいたします。

4ページをごらんいただきますと、杉原豊秋さんの履歴が記載されております。記載のとおりでございます。

説明につきましては、以上です。

**○諸石委員長**

それでは、質問、お尋ねになりたいことはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

じゃ、議決を求めます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、可決承認をいたします。

では、第40号議案をお願いいたします。

#### ○浦川教育総務課長

それでは、5ページをお願いいたします。

第40号議案は、武雄市社会教育指導員の委嘱について、次の方々を武雄市社会教育指導員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求めるというものでございます。

まず、社会教育の部門です。氏名は藤瀬みはるさん、昭和36年4月12日生まれ、委嘱の期間につきましては、平成22年4月1日から平成23年3月31日。

同じく社会教育部門、永石義雄さん、昭和21年10月3日、年齢は63歳ですね。この方につきましては、新任でございまして、6ページに履歴書をつけております。任期は、平成22年4月1日から平成23年3月31日。

次に、社会同和の部門です。氏名は田中新平さん、昭和21年3月1日生まれですね。委嘱の期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日。

同じく社会同和、梶原哲夫さん、昭和20年10月9日生まれで、委嘱の期間は、同じく22年4月1日から23年3月31日までです。

提案理由ですが、武雄市社会教育指導員規則第2条第2項の規定に基づき、社会教育指導員として委嘱したいということでございます。

提案につきましては、以上です。

#### ○諸石委員長

では、社会教育指導員の委嘱についてでございますが、新任が永石義雄さんです。あとは再任でございます。

何か質問等、お尋ねになりたいことはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議決を求めますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、可決承認いたしました。

次、第41号議案をお願いいたします。

#### ○浦川教育総務課長

7ページをお願いいたします。

第41号議案は、武雄市教育委員会評価委員会委員の委嘱について、次の方々を武雄市教育委員会評価委員会委員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求めるというものでございます。

氏名を申し上げます。朝重節男さん、朝日町の方です。この方は新任でございます。

撫尾知信さん、佐賀大学文化教育学部教授、再任です。前田明子さん、武雄町、再任です。光武英樹さん、若木町、再任です。宮原祐子さん、北方町、再任です。以上5名の方々と、委嘱の期間につきましては、平成22年4月1日から平成23年3月31日、提案理由は、武雄市教育委員会評価委員会設置要綱の規定に基づき委嘱したいということでございます。

昨年初めて評価委員会委員としてお願いしたわけですが、4名の方が引き続き、1名の

方が新任ということになりますけれども、1年間、またお願いしたいと、承認されればという条件でご了解をいただいております。

説明については、以上です。

#### ○諸石委員長

評価委員会委員さんの委嘱についてですが、お尋ねになりたいことはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議決を求めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、可決いたしました。

以上で、次は——ずっと続けてよろしいでしょうか。

#### ○A委員

少し、休憩をとっていただけませんか。

#### ○諸石委員長

それでは、この時計で20分から始めてよろしいでしょうか。

午後2時10分 休憩

午後2時18分 再開

#### ○諸石委員長

では、26号議案について、22年度の武雄市教育基本方針について、別冊がありますので、ご準備ください。よろしいでしょうか。

では、提案をお願いいたします。

#### ○浦川教育総務課長

それでは、第26号議案として、平成22年度武雄市教育の基本方針について提案いたします。

資料につきましては、今週火曜日、委員さん方にはお配りしておりますので、目を通していただいたと思っております。全編、細かく説明するには時間的に非常に長くかかりますので、私のほうから本編の概要について、及び発行までのスケジュールについてご説明を申し上げたいと思います。

その後、それぞれ委員さん方からの指摘事項、あるいはご質問などをお受けしながら、最終的に成案としていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

まず、平成22年度武雄市の教育の概要でございますが、基本的には、平成21年度の基本方針と大きく変わった点はありませんけれども、基本目標のVの4番目に、「教育委員会の積極的な情報公開」というものを追加いたしました。

それから、昨年度初めて教育委員会の点検評価に取り組みまして、市議会の説明、市民への公表を行ったわけでございます。

今回、平成22年度の武雄市の教育の作成に当たりましては、そのときいただきました評価委員さん等々の意見を反映させたものとなるように努めたところでございます。

それから、各項目の表がございまして、その中の具体的施策の中身については、より具体的に記述するように努めたということが概要から言いますと、特徴的なものでございます。

次に、発行までのスケジュールでございますけれども、本日承認をいただきたいと思っております。なお、修正点などがあれば、その部分を修正するということを条件に承認をいただきたいと思っております。

と申しますのは、3月31日には、学校を中心とした関係機関に配付をしたい。4月1日以降、来年度の教育行政の推進に反映していただきたいということのねらいがございます。

それから、次に、資料編を含めて、製本するわけですが、それにつきましては、6月中旬をめどに進めたいと考えております。

なお、印刷の部数については、昨年並みの120程度ということで考えているところです。

以上、概要及びスケジュールを説明いたしました。

それでは、内容に入っていきたいと思っておりますけれども、まず、3ページをお開きいただきたいと思っております。まず3ページには、基本方針ということで、前文的に書いております。中程に波線で囲ったⅠからⅤまでの基本項目がございます。

基本目標のⅡと、基本目標のⅤは若干文言が変わっておりますけれども、基本的な内容等については変えておりません。

それから、基本目標Ⅰ、5ページになりますけれども、「知・徳・体の調和のとれた子どもを育む学校教育の推進」というところでございます。特に変更点はございません。文言の一部修正という部分はございます。

それから、9ページは、基本目標のⅡ「生きがいを高める生涯学習・生涯スポーツの推進と環境の整備・充実」という項目でございます。

特に変わりました点は、13ページをご覧いただきたいと思いますが、(4)に「人権尊重社会の形成」が書かれております。中段以降ですが、平成22年度全国人権同和研究大会が佐賀県で開催される。佐賀、唐津、武雄の3つの会場で行われることになっております。この会議を機会に、人権尊重のまちづくりをさらに進めたいという項目が丸々追加になっております。

それから、基本目標のⅢです。16ページになります。ここで変わった特徴的な点は、表の中です。重点事項1の(4)「武雄の古きよき文化、歴史の再発見事業の推進」というのが新たに加わっております。ご承知のように、2月1日に武雄の古きよき文化歴史を再発見する協議会が設立されました。協議会が行う事業ですね、武雄の文化を掘り起こし、武雄のよさを全国に発信したいという部分は新たに追加されています。

それから、基本目標のⅣです。ここでは重点事項の2です。「教育施設・設備の充実」の部分です。教育施設は、地域コミュニティーの拠点でもあり、防災拠点でもある。地域住民の活動、緊急避難の場所としての機能も果たせるように計画的な整備を進めたいということで、教育施設のもつ機能というものを新たに書き加えました。

それから、表の中に「安全・安心な学校づくり」というのが(2)にあるんですが、武雄小学校、それから、武雄中学校の耐震化を平成22年に進めるということも新たに記載しました。

最後に基本目標のⅤです。20ページになります。20ページで大きく変わった点は、冒頭申し上げましたけれども、最後のところですね、基本目標のⅤの重点事項4です。「教育委員会の積極的な情報公開」ということを記述しています。評価委員会の委員さん方の意見の中にも、情報公

開が非常に大事だという意見もいただきましたし、それから、そのことも含めて傍聴があるような会議にするというようなご意見もいただきました。

現在、ホームページで会議録の公表なども行っていますが、そのことも含めて、教育委員会から積極的な情報公開を行いますと。それから、公民館もほとんど毎日ブログのほうの更新もしていただいておりますけれども、そういうものもお情報公開という面で進めていくと。こういう部分を最後に加えております。

それぞれ学校教育、それに生涯学習の各部門、それにこども部・未来課の方針も含めまして、昨年よりも具体的施策のところ、よりわかりやすいように記載をしたということが昨年と比べれば変わった点かと思っております。

それぞれ担当が出席しておりますので、補足的な説明がありましたら、補足説明をさせていただきます。その後、委員さんからのご意見なり質問なりをお受けしたいと思っております。それぞれ担当課で補足説明があれば、よろしく願いいたします。

#### ○諸石委員長

では、ただ今ありましたように、担当の課で何か補足説明がありましたらお願いをいたします。はい、教育長どうぞ。

#### ○浦郷教育長

課というわけじゃないですけども、作成に当たって幾つかお願いをいたしました。先ほど課長から話がありましたように、せっかく評価いたしておりますので、評価をいかに生かせるかということ。それから、市民の方が読んでわかるものでないといけないだろうという、その市民の立場で読み直していただきたいということ。それから、具体的に書けるところは、より具体的にしてほしいと。つまり、昨年と全く同じ目標を並べたにしても、つくる側は意識が変わっているかわかりませんが、読む側にとっては、去年と何も変わらんという読み方しかされないということで、そういう具体化できるところは具体化してほしいということをお願いして変えていただいたところです。

#### ○諸石委員長

ほかの関連の課から何か説明ありませんでしたら。

では、いろいろな質問等をお受けしたいと思います。

今、教育長から補足の説明がありましたように、昨年度の評価報告ですか、それもかなり中に入っているし、目標の到達度もパーセントも上がったり、数的に上がったりして、より積極的に取り組もうとされている様子がうかがえるようでございます。

何か質問等はございませんか。

そしたら、まず、基本方針の2ページ、3ページ、4ページで何か。

質問がありませんでしたら、基本目標のIについて何かご質問はございませんか。

ほんのちょっとしたことですが、これは幅広くて、いろいろな意味がとれるかなと思って、6ページの重点項目の具体的施策の中身で、(2)番目の下のほうに、「不登校児童生徒を減らすため、目標を設定し、関係機関が連携した取り組みを進めます」と、(4)番のユニバーサルデザインのところでも下のほうに「関係機関と連携して」と、これはほんのちょっとしたことですが、何

となく意味がわかりそうで、それぞれやっぱり意味合いが違うんでしょう、「が」と「と」では  
ですね。何か意味合いが……。上が広がったようで、下はちょっとだけ、ぐっと絞ったような  
感じで、これはどっちでもいいですけども。山口学校教育課長。

**○山口学校教育課長**

この辺の文言については、もう少し検討してみます。先ほど教育長が方針を述べましたように、  
市民の目線でわかりやすいものと、より具体的な形のものとした積もりですが。

**○諸石委員長**

ほかに何か質問ありませんか。はい、C委員どうぞ。

**○C委員**

済みません、5ページの表の中の一番下の(5)ICT機器とあります。その下に電子黒板やデ  
ジタル対応のテレビなどと書いてありますので、具体的にはわかるんですが、ICT機器の略語  
の意味を済みません、教えてください。

**○浦川総務教育課長**

インフォメーション&コミュニケーション・テクノロジーの略です。直訳しますと、情報技術  
といいますか、情報機器というか、いわゆる機械まで含めた総体的な情報伝達、情報交換のこと  
でしょうか。

**○諸石委員長**

C委員さん、いいですか。

**○C委員**

はい。

**○諸石委員長**

A委員さん、どうぞ。

**○A委員**

この5ページの具体的政策の(2)のところ、**「ノーテレビデー・ノーゲームデー」**とつけ加え  
ただけならと思うんですが、どんなでしょうか。

**○諸石委員長**

はい、教育長どうぞ。

**○浦郷教育長**

この**「ノーテレビデー」**、最初は**「ノーテレビ・ノーゲームデー」**としていたと思うんですが、  
やっぱりここには、このノーで始まるのは進めにくいというのが一つはあるですね。ですから、  
ある学校は、ノーテレビ・ノーゲームデーとされている場合もあるし、ある学校はノーテレビ、  
学校・家庭読書デーとされているところもあるし、それから、また言いましたように、ノーテレ  
ビデーの日に携帯電話であるとか、ネットのことであるとかを考える日にしようと、そこを割り  
と強く出してくれている学校もありますし、いわばこのノーテレビデーの中にいろんなのが含ま  
れていると、学校による取り組みで、そこがいろんなのが含めてもらってやっているという状況  
ですね。ノーゲームをつけ加えることが可能ですが、学校教育課で考えてほしいと思います。

**○諸石委員長**

それから、ここに今のところで、「ノーテレビデー」のところで、小学校で80%、中学校で40%、この数値は何か根拠があつてのことですか、それとも……。早く100%にって言われることだつてあるだろうし。はい、山口課長どうぞ。

#### ○山口学校教育課長

実績があつて、実は中学校を例にとると、ある中学校が30%台だったんですけど、やっぱり努めたら、中学生でも40%に上がったというふうな形で、意識してこういうのを少しずつ上げていくという取り組みで意識したら、やっぱり上がっていくということで。ノーテレビデーを土台にしながら、読書面も含めて、環境を目指していくという形で、その数字を80%と40%というふうな形で上げさせていただいております。

以上です。

#### ○諸石委員長

そういう目標数値があつても、たくましい身体の育成の中の朝食100%、それから、給食の県産物利用率62%という、やっぱりより具体的に出してあるから、もう無理せずに、徐々に目標を達成していくということからも、適正な設定じゃないかと思います。

はい、C委員さんどうぞ。

#### ○C委員

今のノーテレビデーのところに關してですけれども、朝日小学校でも取り組んでおりますが、年度末で学校評価のほうの資料が全保護者、全家庭にいただいたわけですけれども、その中の保護者の意見として、実施率は、数字的には上がってきているみたいだけれども、実際にはやっていなくてもやったよと手を挙げる子どもたちがいっぱいいるというようなことも問題点として上がってきております。実施率を上げていくことで、取っかかりとしては大変効果も上がってはきていますが、その先の、じゃあ、その時間に何をやるかなあというようなことまで各家庭、学校で、その一つ先の取り組みへと進んでいってほしいなと思っております。

以上です。

#### ○諸石委員長

そしたら、何かここにそういうふうなところの意味合いを入れた方がいいという……。A委員、今の関連ですね。

#### ○A委員

はい、そのところに家庭学習の習慣を身につけさせるというのがありますので、それをより充実させるみたいな、そこら辺のところ、いいような気がしますけどね。

確かにノーテレビデーという、その日をどう活用していくかというのは、具体的にはいろいろ各学校で取り組みが違っていると思うし、うちの孫の話を聞いていると、1年生、2年生、4年生といますけど、学年によって日にちを設定したりとかもされていたようですし、いろんなケース・バイ・ケースもあったようです。だから、そこら辺のところは、それぞれのところで応用じゃないかなと思います。

だから、ただ、パーセントを上げていくというのが、私もちょっと気になる場所ですけどね。ただ、単にパーセントを上げていくのはどうかと。

**○諸石委員長**

はい、C委員さんどうぞ。

**○C委員**

そしたら、そのところの文言を最終的に身につけさせるために数字のパーセントを目指しますじゃなくて、数字を設定はして、こういうふうなことをしていく中で、家庭学習の習慣を身につけさせるようにというふうな文章にもっていくといいのかなということ。

**○A委員**

はい、文言を前後入れかえるようにですね。

**○C委員**

はい、そうしたらいいのかなと思います。

**○諸石委員長**

はい、教育長どうぞ。

**○浦郷教育長**

おっしゃるとおりだと思いますね。ねらいはやっぱりその家庭生活の習慣を見直すと、そこだと思うんですね。これは子どもだけじゃなくて、親子ともども見直すということですので、もうおっしゃるとおりで、目的をはっきりさせた書き方に変えたいと思います。

**○諸石委員長**

ここは、ご意見をあわせてみると、家庭学習や、親子の会話といたしますか、そういうふうなものもまた、これは具体的な何か教育委員会から学校に連絡指導されるときにつけ加えてもいいかと思えますけれども。読書の時間とか、そういうふうなものもあるから、その旨も含んで、この付近、何か検討をお願いしたいと思えます。

では、ここはよろしいでしょうか。ほかにございませんか。今の項目1、基本目標Ⅰはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

基本目標のⅡ「生きがいを高める生涯学習・生涯スポーツの推進と環境の整備・充実」というところで、何かありましたらお願いをいたします。

**○C委員**

済みません。

**○諸石委員長**

はい、C委員どうぞ。

**○C委員**

その表記です。基本目標Ⅱ、「生きがいを高める」というふうに本年度はなっているようですので、訂正をお願いします。

**○諸石委員長**

どこですかね。

**○C委員**

今の9ページ1行目の基本目標Ⅱという大きい四角ですね、「生きがいとなる」は昨年度で、

今年度は「生きがいを高める生涯学習」というふうに変更しております。

**○A委員**

ああ、そうですね。「生きがいを高める」ですね。

**○諸石委員長**

講座なんかも何回するというように目標がちゃんと設けてありますので、とてもいいことだなと思います。

ほかにご覧いませんか。A委員どうぞ

**○A委員**

1ついいですか。可能かどうかと思うんですが、青少年健全育成のところ、いわゆるダメ・ゼッタイという麻薬関係と、それから、いわゆるたばこあたりが値段も今度上がっているわけですが、喫煙ですね、そういったことへの誘いに乗っていかないような、何か手だてというか、そういうものあたりはどうか。もう小学生あたりから喫煙をしているといったようなことも耳にしたり、片方で禁煙を親たちはしていつているのに、その喫煙が非常に低年齢化していつているという話を聞きますし、また、「ダメ・ゼッタイ運動」を展開されているんだけど、その展開の割に意識的な不足が見られるというのを聞くものですから、そういったところは何かどこかに入らないかな。今回は無理ならばそのままでもいいと思いますけど、そこら辺のところはどうでしょうか。

**○橋口生涯学習係長**

11ページの上のほう、重点事項1－(3)の(3)の中で、青少年育成市民会議への支援という中で……

**○A委員**

有害環境という項目ですかね。

**○橋口生涯学習係長**

はい。その中で、今大石委員が言われたものを含めて取り組んでいきたいと思います。

**○A委員**

最初に言われたように、より具体的にわかりやすい形の文言をお願いしたいと要望するものがあります。ただ単に有害環境と、私たちはそういうのに携わったりしているからわかるんですけど、一般の人たちは実際にはおわかりにならないというのが事実じゃないかなと思います。済みません、よろしくをお願いします。

**○諸石委員長**

はい、C委員どうぞ。

**○C委員**

今に関連して、先ほどの基本目標Iの項目のほうの重点事項3、6ページですね。「たくましい身体の育成」のところの具体的施策の中にも(3)健康教育の推進ということで、学校を中心に「性教育、防煙教育、がん教育、薬物乱用防止などの健康教育を保護者と一体となって取り組みます。」というふうなところもありますので、それと合わせて進めていかれたらいいかなというふうに思います。

**○諸石委員長**

7ページの(3)ですよね。よろしいでしょうか。

**○A委員**

わかりました。

**○諸石委員長**

教育長お願いします。

**○浦郷教育長**

今日連絡が入っているんですけども、魅力ある学校づくり推進事業ということで、来年度、県と共同してやる研究があるんですね。今年、ご存じのとおり、がんの研修会とか、性教育で取り組んだ学校とかもありまして、トータルで生活習慣、それから、命まで含めて、テーマが変わるかわかりませんが、心と命の健康を育む武雄プランというのを幾らか県からも補助金が出て取り組んだらどうかと思っております。ですから、今おっしゃったことも、トータルとして子どもを縦に見ることをもっとしっかりしていくべきではないかと。ですから、青少年健全育成会議はもちろんですし、委員会の中では文化学習課で計画していることと、学校教育課でやろうとしていることと、それから、先ほどの9ページの重点事項1の(1)のところには武雄市の次世代育成支援行動計画というのが片方にあるんですね。これともつないでおかないと重なる部分があるわけですので。それから、こども部からも非常に数値のはっきりした目標を出してもらっています。こども部とのつながりの強化ですね。来年度はそのあたりを考える機会を増やしていく必要があろうかと。また、していかなといかんだらうと思っております。

**○諸石委員長**

有難うございました。

**○A委員**

結構です。ちょっと勉強不足で申しわけありません。

**○諸石委員長**

ほかにこの項でありますか。C委員どうぞ。

**○C委員**

11ページの、先ほど青少年育成市民会議へのというところで少し話が出ましたけれども、青少年育成市民会議への支援とありますので、支援の具体的内容をもう少し文言として入れていただけたらなと思います。「子どもたちの安全確保や有害環境から守る取り組みを進めます」というのにちょっと支援、どういうところへ、どういう支援をなされるのかなということで、少しつけ加えていただきたいと思います。

**○橋口生涯学習係長**

前のA委員さんとC委員さんの助言に基づいて、より具体的に書きかえたいと思います。

**○諸石委員長**

では、よろしく願いいたします。

そしたら、では次に進んでよろしいでしょうか。

基本目標Ⅲの項目でお願いしたいと思います。ここにも新しく重点項目内でも設けていただい

ておりますし、文化と今後のこととのつながりをよくしていただいているなという感じがいたしますが、何か質問や提案等ございませんか。よろしいでしょうか。

ちょっと先に進んでみます。基本目標のIV「安全・安心な教育環境の整備」、この点で何かございませんか。

#### ○C委員

また文言のことで済みません。重点事項Iの「安全・安心な環境づくり」ではなくて、「教育環境と体制づくり」、同じ表の中にも「環境づくり」じゃなくて、「教育環境と体制づくり」だと思いますので、よろしくお願いします。

それから、重点事項2の「学校の施設・設備の充実」のところの文言が「教育施設」というふうに今年度変わっております。表の中の文言もそうなんですけど、重点事項2について、せっかく教育施設・設備の充実というふうに昨年度から変更されているんですけども、ここに書かれてある具体的なことがすべて学校施設かなと思って、今見ていたんですけども、学校に限らず、教育施設・設備の充実にということで多分言葉を変えられたと思うので、学校施設だけじゃなくて、例えば、公民館の施設とかのことも考えられるのでしょうかと思いますが、その点、いかがでしょうか。

#### ○諸石委員長

という提案でございますが。

#### ○浦郷教育部長

今言われるように、学校施設ばかりじゃなくて、公民館のバリアフリー化とか、UDとかですね。それから、当然古くなったところをそのまま放置をすると、やっぱり事故等も起きる。そういうことも含めて、やっぱり全体的な教育施設という形の考え方でもうちょっと整理をしたほうがいいのかという気がいたしますし、議会のたびにも社会体育施設の改修の話とか出てきておりますので、そこら辺をちょっと整理させていただければと思います。

#### ○諸石委員長

ございませんか。この重点事項1の表の中の(2)「安全教育の徹底」のところでは、私はここに教育委員会、学校、家庭、地域として◎でこうしてありますが、この2のところは家庭のほうにも◎をしてもらったらと思いますけど、学校が言うからヘルメットをかぶるという考え方が意外と多い、保護者の間にはあるなと思って、保護者が本当はさせなきゃいかんと思います。こっちは啓発というんでしょうかね、そういうかわりじゃないかなと思いますけど。だから、ここは○じゃなくて、◎でもよくないかなと思ったりもしますが、いかがでしょうか。

全ヘル運動の実施、自転車に乗るときは必ずヘルメットを着用するよう指導しますと、これが特にこのところなんかは。

#### ○山口学校教育課長

これは学校と家庭、地域と一体になって、委員長さんがおっしゃられるように、それは徹底して家庭のほうでも呼びかけて、一緒になって全ヘル運動を取り組んでまいりたいと思いますので、そこは◎でいきたいと思います。(発言する者あり)文章の中については、幾らかちょっと検討を加えさせていただきたいと思います。

## ○諸石委員長

では、次に進んでよろしいでしょうか。

基本目標V「市民総参加による教育の推進」というところについてお願いいたします。ございませんか。

これは確認ですが、重点項目2の「社会の変化に伴う教育課題への適切な対応」というところで、1番の情報教育、インターネットで本当に携帯電話なんかも本当にきちんとした取り組みの指導というのが必要じゃないかと思えます。だめだめじゃなくて、ただ、次の保護者と連携して児童・生徒に携帯電話を所持させない取り組みというのは、持たせないということですか、これは。

例えば、よく学校には持ってこさせないというふうにして決まったりもあちこちではしているようですけども、この場合は、例えば、保護者からそういう質問があったときにどうかなと思ひまして。

## ○山口学校教育課長

本当は、持たせないというのをねらっておりますけど、諸般の事情があつて、現状では持っている子どもが非常に多いと、そういう者が多数いるということで、今度はその使い方についても指導をしなければならないということで、その辺の文言はちょっと検討させてください。

## ○諸石委員長

この場合は、保護者が何かこう……

## ○浦川教育総務課長

ちょっと補足していいですか。評価委員さんの意見を幾つか紹介したいんですけども、まず1番目に書いてありますインターネットですね。インターネットというのは、やはり何と申しますかね、絶対排除するというのではなく、実際小学校とか中学校でもインターネットを利用した教育というのも実施されているかと思うんですけども、インターネット上に氾濫する有害情報ですね、こういったものをきちっとコントロールして教育を進めてほしいと。インターネット社会と言われているので、社会の流れにも順応した、対応した教育というものが望ましいというような意見をいただいています。以上が、まずインターネットですね。

携帯電話については、有害情報及び電磁波等の影響も言われているということで、所持させない方向で指導されるように望みたいという意見もいただいていますので、そういったものなどを勘案した形で所持させない取り組みも進めるというふうに記載してあります。それで、実際家では持っていて、私生活といいますか、学校を離れたところでは使って、そして、学校には持ってこないという指導方法もあるかもわかりませんが、実際GPSなどを利用した所在確認というか、そういうものも機能化されているような時代ですが、基本的にはやはり根幹としては、携帯電話は必要ないと。だから、所持させないということなんですよね。そういう意味で理解していただけるものということで、このように記載したということです。

## ○諸石委員長

はい、わかりました。特にこの場合は本当に時代の流れに応じてというようなことをよくいろんな文言に使いますが、このモラルの育成というのは、これが本当に大事かと思ひます。

ほかにございませんでしょうか。ほかに重点項目4には委員会の積極的な情報公開というふう  
に新しく設けてあります。ここにも情報公開のもとでということだと思います。これは個人的な  
意見ですが、ほかに何か質問ございませんか。

#### ○浦郷教育長

デジタル放送の関係で話しておきますと、ケーブルテレビで文字放送、もう試行しているところ  
もあるんですけども、学校、公民館から文字放送をすると、発信するという形で試行に入っ  
ております。大体緊急な連絡が主になりますけれども、1ますが200字程度の連絡ということで、  
文字放送も始めるということです。来年度からですね。

#### ○浦郷教育部長

教育長が言われたのは、ケーブルワンのエリア内ですので、山内がちょっと配信しませんので、  
申しわけありません。西九州テレビかな、あそこは。（発言する者あり）

#### ○A委員

山内の西地区は有田ケーブル、東地区は嬉野の九州テレビがほとんどのようです。

だから、こういうところは連携して、もう同じようなのが入ってきてくれるといいんだけど、  
非常にばらばらというか、山内は特にあちこちで困る。

#### ○諸石委員長

ほかにございませんか。検討はもうこれでよろしいでしょうか。

では、ただ今のいろいろな意見などがありました。それをまた参考にしていただいております。  
りいただきしたいと思います。本当にこれだけのことを作成していただくのは大変でございました。  
昨年度の評価報告等も勘案しながら、さらに具体的に進んだ教育方針ができています。ござい  
ます。どうぞよろしく願いいたします。

そしたら、大分遅くなりましたが、各課等からの報告をお願いいたします。総務課長、お願い  
いたします。

#### ○浦川教育総務課長

40ページをお願いいたします。教育総務課の報告です。

まず行事報告ですが、3月7日、西川登小学校の落成式を行いました。委員さん方ご出席いた  
だき有難うございました。

次に、行事予定です。3月31日、4月1日は、例年、辞令交付式ということになっております。  
後だっでご出席をお願いする時間など詳しくお知らせしたいと思います。よろしく願いいたし  
ます。

次に、人事関係でございます。西川登町の自治公民館、矢筈第二、神六第二の自治公民館長さ  
んがそれぞれ交代をされております。

以上です。

#### ○諸石委員長

はい、有難うございました。学校教育課、どうぞ。

#### ○山口学校教育課長

報告については、そこに書いてあるとおりです。特に先ほど出ましたけど、3月12日、市内の

中学校の卒業式ですけど、問題行動を抱える生徒や、それから学校になかなかふだん出てこれない生徒も参加して、非常に感動のある卒業式がそれぞれの学校でできたようです。4月に入ってから行事は、4月1日の辞令交付式から始まりまして、ずっと行事が詰まっております。3番目の寄附採納については、昭和36年度、朝日小学校卒業生一同、この方々から書棚一式をいただいております。

以上でございます。

#### ○諸石委員長

はい、有難うございました。

では、文化・学習課。

#### ○橋口生涯学習係長

42ページ、生涯学習係ですけども、行事報告については、3月17日に山内町の人権学習会を、永尾自治公民館においていたしましたけれども、21年度はこれで市内13カ所での人権学習会が終わっております。

行事予定につきましては、4月13日に差別戒名物故者追善法要が西福寺であります。ほかは4月は各団体の総会等が盛りだくさんでございます。

以上です。

#### ○諸石委員長

はい、有難うございました。

では、文化・学習課のスポーツ係どうぞ。

#### ○弦巻スポーツ係長

失礼いたします。資料の44ページでございます。

2月19日から21日まで行われた第50回郡市対抗駅伝でございますけれども、報道されたとおり、非常に素晴らしい成績でございます。4位という成績を納められました。それと、27日、28日には関西大学とのスポーツ交流事業を行っておりまして、こちらにつきましては小・中合わせて140名の生徒さんのほうにバスケットの指導していただいております。講演会につきましても100名さん程度出席をされております。

4月の行事でございますけれども、現在、総合型地域スポーツクラブのたけおスポーツクラブと申しますけれども、こちらの会員を募集しております。今現在300名程度ということでございまして、4月18日に会員交流のイルカウォッチングを計画しているところでございます。

以上でございます。

#### ○諸石委員長

はい、有難うございました。

では、文化芸術係お願いいたします。

#### ○樋口文化芸術係長

45ページでございます。

行事報告でございます。上の部分は、ほぼ例年の定例行事でございます。一番下の3月24日の記念事業、武雄市文化連盟設立記念事業の陶板の設置・除幕式を開催されました。この折には、

教育委員の先生方、朝早くからご出席いただきまして、有難うございました。

4月の行事予定は、これも年度当初の定例行事でございます。下の2項目の武雄市文化会議総会、それから文化連盟総会、この辺が下旬を想定しておりますが、現時点では未定でございます。

以上でございます。

**○諸石委員長**

はい、有難うございました。

では、文化財係からお願いいたします。

**○原田文化財係長**

46ページでございます。行事報告については、2月22日に登録記念物「旧武雄邑主鍋島氏別邸庭園」が告示されました。

それから、2月28日、これは中野の荒踊保存会が地域伝統芸能まつり、東京NHKホールで公演をしております。

それから、3月、今月ですが、18日、中野荒踊保存会の中島治雄さん、顧問をされているかと思いますが、地域伝統文化功労者表彰伝達式ということで、3月1日付で表彰が行われており、18日に伝達式が県庁教育長室でありました。

予定ですが、明日27日、ファミリーふれあい史跡めぐりを実施します。

それから、4月4日には真手野舞浮立が6年に一度の奉納という、ちょうど当たり年になっております。ぜひ奉納を見ていただきたいと思っております。

それから、下のほうに写真を載せております。武雄市重要文化財としておりますが、この物件、鉄絵緑彩松樹文大皿、これにつきましては3月12日付で佐賀県重要文化財に指定をされております。事務的には、武雄市の重文指定を解除することになっていくかと思っております。

以上です。

**○諸石委員長**

では、図書館・歴史資料館どうぞ。

**○荒川図書館・歴史資料館長**

失礼します。47ページです。

行事報告ですが、3月24日のところですか。ミニ企画展「新収蔵品展」、これは5月19日まで行います。お手元に出品物とその解説のチラシを差し上げております。どうぞお越してください。

行事予定ですが、4月10日から22年度の第1回の企画展「武雄の絵師 広渡心海」を行うことにしております。

以上です。

**○諸石委員長**

はい、有難うございました。

未来課、お願いいたします。

**○山口青少年係長**

資料の48ページになります。

行事報告については、3月25日、昨日からですけれども、28日日曜日までです、春のジュニア

リーダー研修会ということで、北山少年自然の家で開催いたしております。場所が北山自然の家となっておりますけれども、北山少年自然の家に訂正をお願いいたしたいと思います。

研修生につきましては、38名の参加がっております。

それから、行事予定ですけれども、3月31日に御船児童クラブ新築棟への引っ越しということで、3月15日、新しい御船児童クラブ棟が御船が丘小学校体育館の西側に新築されまして、31日で完全に引っ越しをいたしまして、4月1日から供用開始したいということで予定をいたしております。4月1日以降、春休み期間中は朝の8時から6時まで開設いたしておりますので、もし委員さん方、お近くに来られましたらご覧いただきたいと思っております。

以上です。

#### ○諸石委員長

はい、有難うございました。

各課からの報告を通して何か質問ございませんか。

はい、ではここまでにいたします。まだ3月の残りとして、4月はまた1年間の計画を立てるための総会等もたくさんあるようでございます。それぞれかかわりを持って計画していただいたり、地域には指導していただいたり、協力していただいたり、どうぞよろしく願いいたします。

では、次の開催ですが、4月23日金曜日14時から。いかがでしょうか金曜日です。——そしたら、予定はそういたします。

それから、臨時の委員会を4月29日に行います。

#### ○浦川教育総務課長

出席は4月29日からの任期の委員さんです。

#### ○諸石委員長

臨時の会議は委員だけですか。

#### ○浦川教育総務課長

4月29日は、新しい体制で、教育委員長と委員長代理を決めていただきますので、委員のみの会議です。

#### ○諸石委員長

はい、わかりました。

では、そのほかに何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、これで終わりたいと思います。長時間の審議どうもありがとうございました。これで終わります。どうも御苦勞様でした。

午後3時27分 閉会